

門川町

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度



令和6年3月

門川町 福祉課



本計画の策定にあたり、表紙・裏表紙にイラストをご提供いただきました。
ありがとうございます。

【表紙の作品】

児童発達支援センターあさひ学園 菊田 陽向さん

【裏表紙の作品】

児童発達支援センターあさひ学園 宇戸田 直柔さん



目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の経緯と趣旨	1
2. 障がい者施策の近年の動きと法的根拠	2
(1) 障がい者に関する法律	2
(2) 計画の対象と法的定義	5
(3) 計画の位置づけ	6
3. 計画の期間	7
4. 障害福祉圏域の設定	7
5. 計画の基本理念	7
(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	8
(2) 町を主体とする仕組みと障がい種別によらない一元的なサービスの実施等	8
(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備	8
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	8
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援	8

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 人口構造の状況	9
2. 障がいのある人の状況	10
(1) 障害者手帳所持者数からみた動向	10
(2) 身体障がい者の状況	11
(3) 知的障がい者の状況	12
(4) 精神障がい者の状況	13
3. その他の各種受給者の状況	14
(1) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移	14
(2) 経済的支援受給者数の推移	15
(3) 福祉医療費助成対象者数の推移	15
(4) 育成医療・更生医療の受給者数の推移	16
(5) 障害支援区分認定実施状況の推移	16
(6) 障がい福祉サービス等利用決定者数の推移	17
4. 障がいのある子どもの状況と推計	18
(1) 障がい児保育の状況の推移	18
(2) 障がいのある子どもの就学状況の推移	18

第3章 前期計画の評価及び今期計画の確保方策

1. 第6期障害福祉計画の成果目標等と進捗状況.....	19
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	19
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	20
(3) 地域生活支援拠点等の整備.....	20
(4) 福祉施設から一般就労への移行状況.....	21
2. 成果目標の設定.....	22
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	22
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	23
(3) 地域生活支援の充実.....	24
(4) 福祉施設から一般就労への移行.....	25
(5) 障害児支援の提供体制の整備等（第3期障害児福祉計画）.....	27
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	29
(7) 障害福祉サービス等の質の向上（新規）.....	30
3. 活動指標（サービス等の見込み）とその確保方策.....	31
(1) 指定障害福祉サービス・相談支援見込み.....	32
(2) 障がい児通所支援等の見込み（障害児福祉計画）.....	37
(3) 地域生活支援事業.....	39

資料編

1. 門川町障害者福祉計画等策定委員会設置要綱.....	43
2. 門川町障害者福祉計画等策定委員会名簿.....	45

「障がい」の表記について

本町では、「障害」の表記について、法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。本計画においても、法令等で用いられている場合を除き、「障がい」と表記します。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の経緯と趣旨

近年、障がい者を取り巻く制度や法律は、大きな転換期を迎えています。国は、障害者権利条約批准後初めての基本計画となる「第4次障害者基本計画」を平成30（2018）年3月に策定し、共生社会の実現に向け、福祉・保健・医療・教育・労働・交通・情報等の各分野における諸施策の方向性を明示しました。この第4次障害者基本計画に沿い、障がい者の法定雇用率の引き上げや、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等が進み、障がい者の社会参加の機運が高まりました。しかし、障がい者に対する差別や偏見は根強く存在し、日常生活上の不便さ・困難さを招く障壁もいまだに残っています。

障がいの有無にかかわらず、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取組により共生意識の定着を図ることが求められている中、国において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和二年厚生労働省告示第二百十三号）（以下「国の基本指針」という。）が示され、障害福祉計画及び障害児福祉計画において、新たに盛り込むべき内容が明らかになりました。

本町においては、「門川町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を令和3（2021）年度に策定していますが、令和5（2023）年度をもって計画期間（3年）を終了するため、今回示された国の基本指針に基づき見直しを行い、門川町第7期障害福祉計画（以下「第7期障害福祉計画」という）・門川町第3期障害児福祉計画（以下「第3期障害児福祉計画」という）を策定しました。

なお、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画は、障がい者（児）のための施策に関する基本的な計画及び障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるよう、障がい福祉サービスの提供に関する体制づくりや、サービスを確保するための方策を定め、門川町長期総合計画、門川町地域福祉総合計画その他、本町の福祉関連計画と整合性のある計画となっています。

2. 障がい者施策の近年の動きと法的根拠

(1) 障がい者に関する法律

① 障害者基本法

国は、平成14(2002)年度に「障害者対策に関する新長期計画」の理念を継承した「障害者(基本)計画」を策定し、その後の10年間の障がい者施策の基本的方向について定めましたが、平成16(2004)年に障害者基本法の一部改正により、地方自治体に策定が義務付けられました。

平成23(2011)年8月には、障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28(2016)年4月1日には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。

② 障害者差別解消法

「障害者差別解消法」では、不当な差別的取扱いをすること、合理的配慮を行わないことの2つの行為を障がいのある人に対する差別としています。

今回の計画策定に際し、障がい者施策を推進する中で地域全体での差別についての意識啓発に向けた仕組みづくりの検討を行います。

同法の主な内容は次のとおりです。

この法律では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関(国、地方公共団体など)と民間事業者(会社・お店など)に対して、差別の解消に向けた具体的な取組として「障がいを理由とする差別の禁止」を求めています。

「障がいを理由とする差別」には、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」の2つがあります。

● 「不当な差別取り扱い」の禁止

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為は差別にあたります。

● 「合法的配慮」の提供

障がいのある人、その家族・支援者などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も差別にあたります。

③ 障害者総合支援法

障害者総合支援法は、障がい者及び障がい児の日常生活や社会生活の支援、福祉の増進、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる地域社会の実現などを目的とした法律です。

障害者総合支援法施行までの流れは以下のとおりです。

年度	法律名	内容
	支援費制度の廃止	障害福祉サービスの利用者の急増により、財源の確保が困難になり、障がい種別によってサービス量や質に格差があることが明確化するのみならず、精神障がい者が対象でないことも問題となった。
平成 18 (2006)	障害者自立支援法	身体・知的・精神の 障がい種別の一元化と共にサービスの仕組みなどが見直され、障がい者の自立に向けた、地域生活や就労の支援を推進。様々な格差を解消するためのサービスが整備された。
平成 22 (2010)	障害者自立支援法 (一部改正)	法施行当初より多くの課題が指摘されていたことから、全面的な見直しに向け検討が繰り返され、1割自己負担の原則→利用者の支払い能力(所得)に応じた負担を原則へと改正及び発達障がい者を同法の対象とする等、相談支援や障がい児支援を充実させることが提示された。
平成 25 (2013)	障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けた障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正。障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲が拡大され、障がい者施策の充実に向けたさらなる取組が求められている。 また、第88条第1項において、市町村においても障害福祉サービスの提供体制の確保とその他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として、「市町村障害福祉計画」の策定を定めている。

④ 発達障害者支援法

平成17（2005）年の「発達障害者支援法」施行から現在までの障がい者をめぐる国内外の動向及び同法の施行の状況等に鑑み、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、同法の一部が改正され、平成28（2016）年6月3日に公布されました。

地域に居住する町民のすべてが困難なく、支援を得ることができる仕組みづくりを模索・検討し、提案します。

同法の重要ポイントは次のとおりです。

- ① 発達障がい者の支援は「社会的障壁」を除去するために行う
- ② 乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援を行うため、医療・保健・福祉・教育・労働が緊密に連携する
- ③ 司法手続きで意思疎通の手段等を確保する
- ④ 国及び都道府県は就労の定着を支援する
- ⑤ 教育現場において、個別支援企画、指導計画の作成を推進する
- ⑥ 発達障がい者支援センター等に関する配慮（新設もしくは増設）を行う
- ⑦ 都道府県及び政令指定都市に関係機関による発達障がい者支援地域協議会を設置する

⑤ 成年後見制度利用促進法

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が、平成28（2016）年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。本法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

同法施行に伴い、計画書策定を通し広く町民の皆様に理解、啓発できるように心がけます。

以上が、令和4（2022）年度における障害者総合支援法の改正点の概要とされ、11月に障害者総合支援法の改正案が成立し、令和6（2024）年4月から施行されることが決定しています。

主な改正ポイントは次のとおりです。

【令和6（2024）年4月から施行される6つの改正ポイント】**1 障害者自立支援医療制度の創設**

医療機関におけるリハビリテーションや機能訓練を受けられるようになります。

2 障害者総合支援センターの改正

障害者総合支援センターが地域包括支援センターに統合され、センターの業務内容や役割が充実されます。地域で必要な支援を的確に提供することが期待されます。

3 市町村が障害者施策を総合的に推進

市町村が「障害者総合支援計画」を策定し、市民生活のあらゆる場面で障がい者に対する支援を充実させます。

4 障害福祉サービスの見直し

個人のニーズに合わせたサービスの提供が進められ利用者や家族らが希望する居住地や就労先などに近接した地域での利用が促進されます。

5 障がいの程度判定制度の見直し

障がいの程度を客観的かつ継続的に判定するための制度が整備されます。障がい者のニーズに応じた支援や福祉サービスの提供が可能になります。

6 障害者差別解消法との連携

障がい者に対する差別や偏見の解消に向けた取組が推進され、さらに、障がい者差別の禁止に関する規定も強化されます。

（2）計画の対象と法的定義

「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障がい者を示しています。共生社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、広く町民の理解と協力が必要であるため、本計画は全ての地域・町民を対象とします。

なお、法律上の障がい者の定義は、以下のとおりです。

① 障害者基本法における定義

第2条において、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義しています。

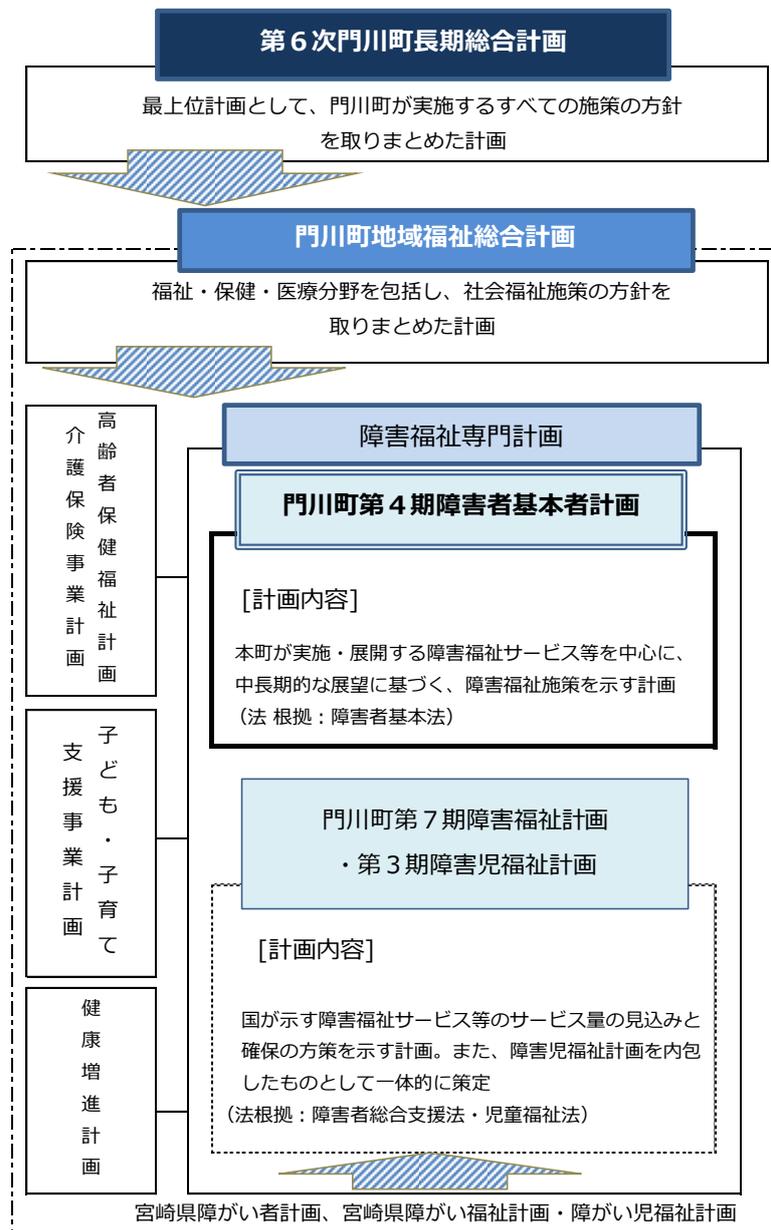
(3) 計画の位置づけ

① 法的な位置づけ

この計画は「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、国・県の基本指針に則して障害福祉サービス等の必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。また、「門川町障害児福祉計画」は児童福祉法第33条の20の規定に基づき、新たに第3期計画を策定するものです。

② 町の計画における位置づけ

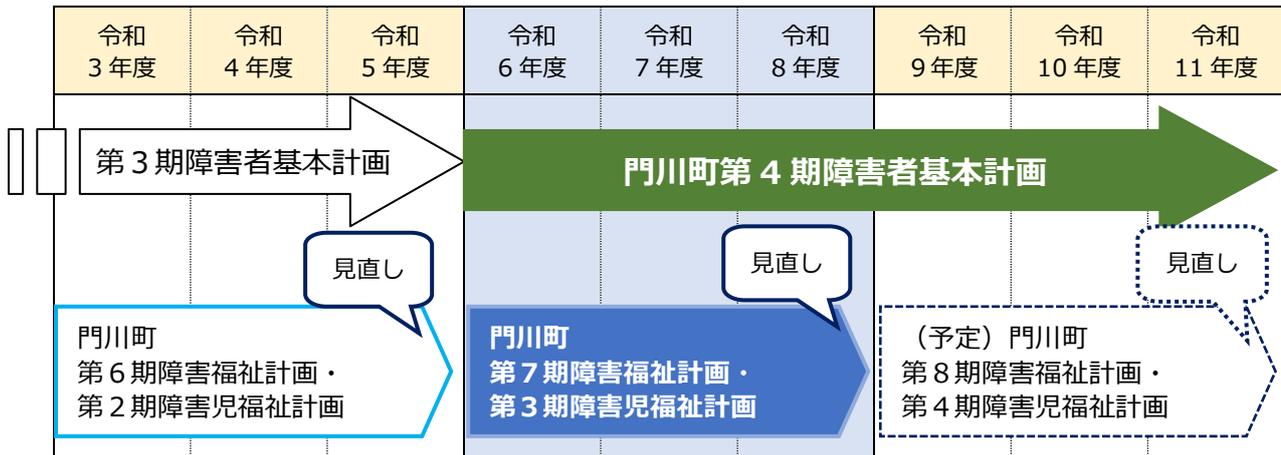
この計画は、国の基本方針に即し、本町の最上位計画である「第6次門川町長期総合計画」をはじめとした町政運営の基本的な指針に沿って策定し、障がい福祉のみならず地域福祉、子ども・子育て及び高齢者福祉等の福祉関連計画や、健康、医療、保健に関する計画及び宮崎県障がい者計画、宮崎県障がい福祉計画・障がい児福祉計画との整合性を図りながら推進していきます。



3. 計画の期間

門川町障害福祉計画・障害児福祉計画は3年を1期として定める障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画です。従って令和6（2024）年度から令和8（2026）年度を障害福祉計画の第7期、障害児福祉計画の第3期とします。

また、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などにより、状況に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。必要に応じて見直しを行います。



4. 障害福祉圏域の設定

障害福祉サービスの実施にあたり、事業の内容やニーズに応じた広域的な地域単位を設定し、地域間で格差がないように障害福祉圏域を設定し、サービス提供体制を構築する必要があります。宮崎県障がい者計画において、本町は、日向市・諸塚村・椎葉村・美郷町とともに、日向入郷障がい保健福祉圏域（1市2町2村）に設定されています。

今後も施設整備や医療施策との連携に配置し、同圏域内で適切な機能分担によるサービス提供体制の構築を図ります。

5. 計画の基本理念

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ以下の5点を基本理念とします。すべての障がいのある人が住み慣れた地域で自立した日常生活等が送れるよう、次に掲げる点に配慮して数値目標及びサービス見込量を適切に設定し、その実現に向けたサービスの供給体制の確立を目指します。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため障がいの種類・程度を問わず、障がい者等が自らその居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスまたはその他の支援を受けられるよう自己決定を尊重し意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本に体制の整備を進めます。

(2) 町を主体とする仕組みと障がい種別によらない一元的なサービスの実施等

障害福祉サービスの実施主体を、町を基本とする仕組みに統一するとともに、障がい種別に格差のない均衡のとれた障害福祉サービスの提供をめざします。また、発達障がいのある方、高次脳機能障がいのある方については従来から精神障がいのある方に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっており引き続きその旨の周知を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応した当事者本位の障害福祉サービス等の提供基盤を整えます。

また、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため身近な地域におけるサービスの拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）を含め、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制づくりを推進します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

障がいの有無にかかわらず、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに作り高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し早い段階から身近な地域で支援できるように、専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図り、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労、就学支援等の関係機関が連携し、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 人口構造の状況

住民基本台帳によると、平成30年18,132人から令和5年17,237人と減少傾向で推移しています。

また、年齢区分別に見た場合、0～14歳は減少しているのに対し、65歳以上のいわゆる高齢者人口は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進行しています。

【人口推移】

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口（人）	18,132	18,007	17,854	17,694	17,412	17,237
0～14歳	2,440	2,408	2,393	2,348	2,276	2,189
15～64歳	9,880	9,711	9,496	9,337	9,172	9,044
65歳以上	5,812	5,888	5,965	6,009	5,964	6,004
高齢化率（%）	32.1%	32.7%	33.4%	34.0%	34.3%	34.8%
世帯数（世帯）	8,145	8,165	8,194	8,203	8,174	8,197
一世帯あたりの人員数（人）	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1

※平成30年は「国勢調査」実績値

※令和5年は「国立社会保障・人口問題研究所」推計値

世帯数の推移をみると、平成30年の8,145世帯から増減を繰り返しながら令和4年の8,174世帯と増加傾向で推移しています。

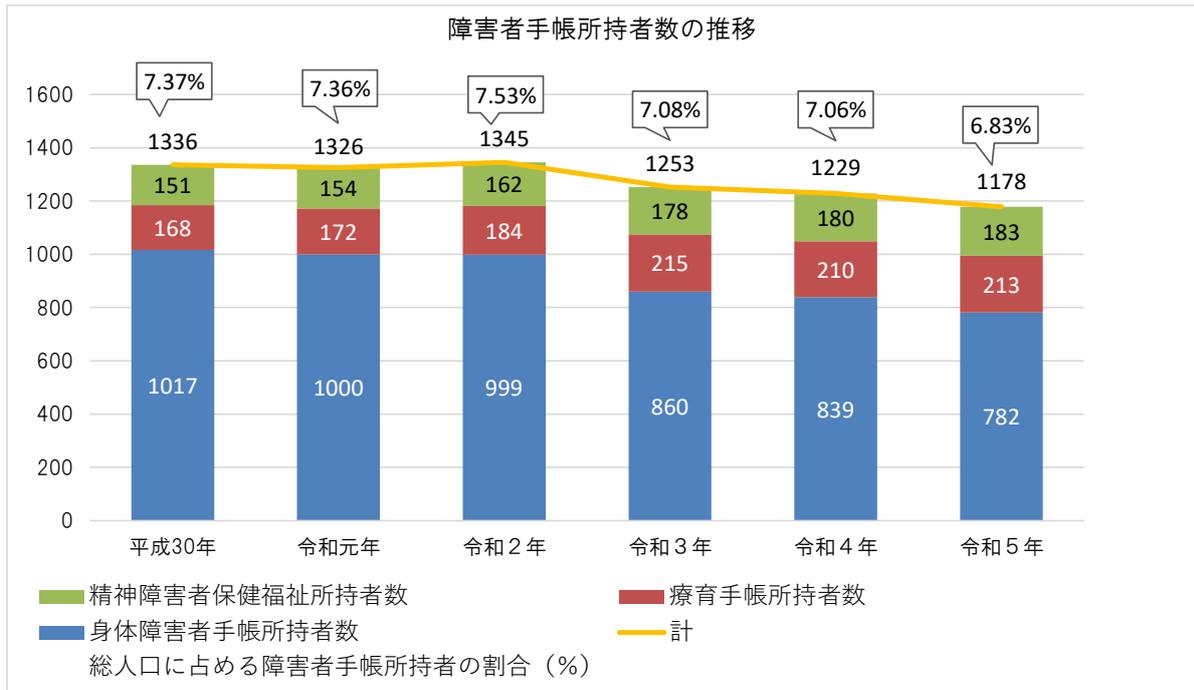
一方、一世帯あたりの人員数では、平成30年の2.2人から、令和4年には2.1人とほぼ変わらずに推移しています。



2. 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数からみた動向

平成30年から令和5年までの障害者別手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者数は235人減少、療育手帳所持者数は45人増加、精神障害者保健福祉手帳所持者数は32人増加しています。



※各年4月1日現在

年齢別に各種手帳所持者数見ると、0～17歳は療育手帳所持者が最も多く、18～64歳、65歳以上ともに、身体障害者手帳所持者数が最も多くなっています。

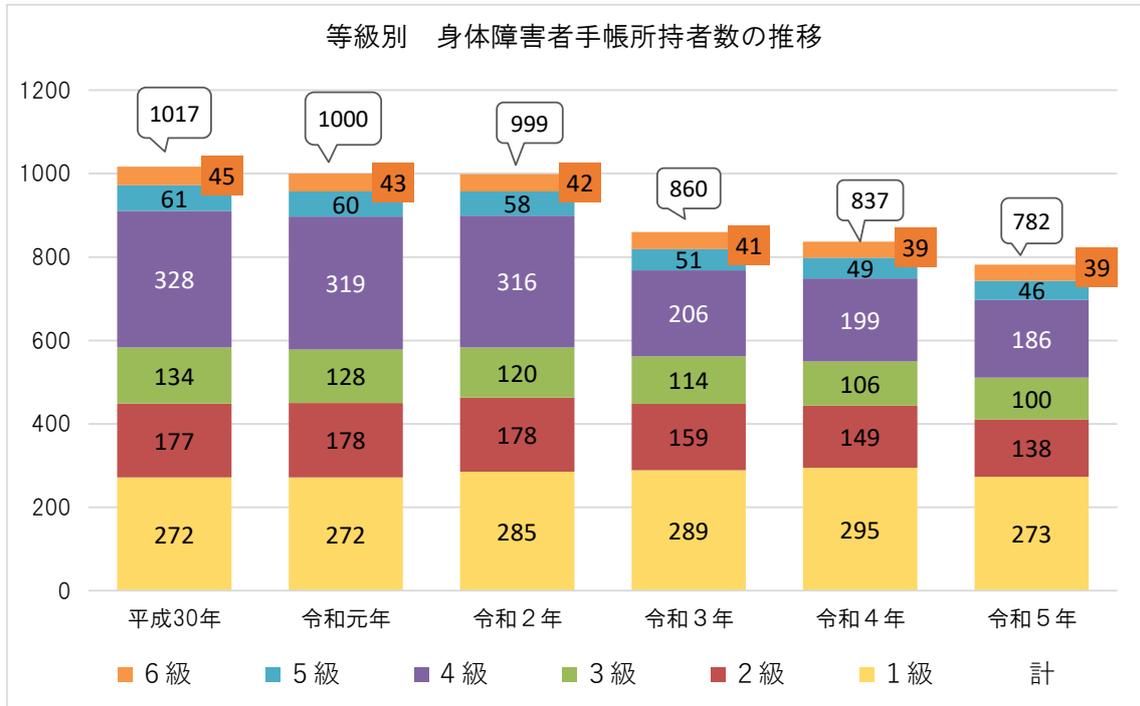
(単位：人)

	身体障害者手帳所持者数	療育手帳所持者数	精神障害者保健福祉所持者数
0～17歳	15	38	4
18～64歳	164	156	135
65歳以上	603	19	44

※令和5年4月1日現在

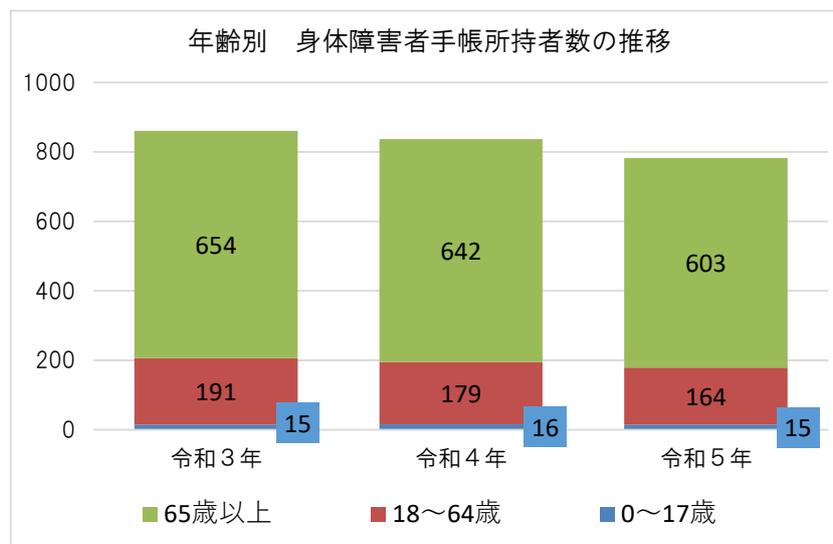
(2) 身体障がい者の状況

平成30年から令和5年までの等級別身体手帳所持者数を見ると、全体が235人減少している中で、4級が142人、3級が34人減少、2級が39人減少しています。



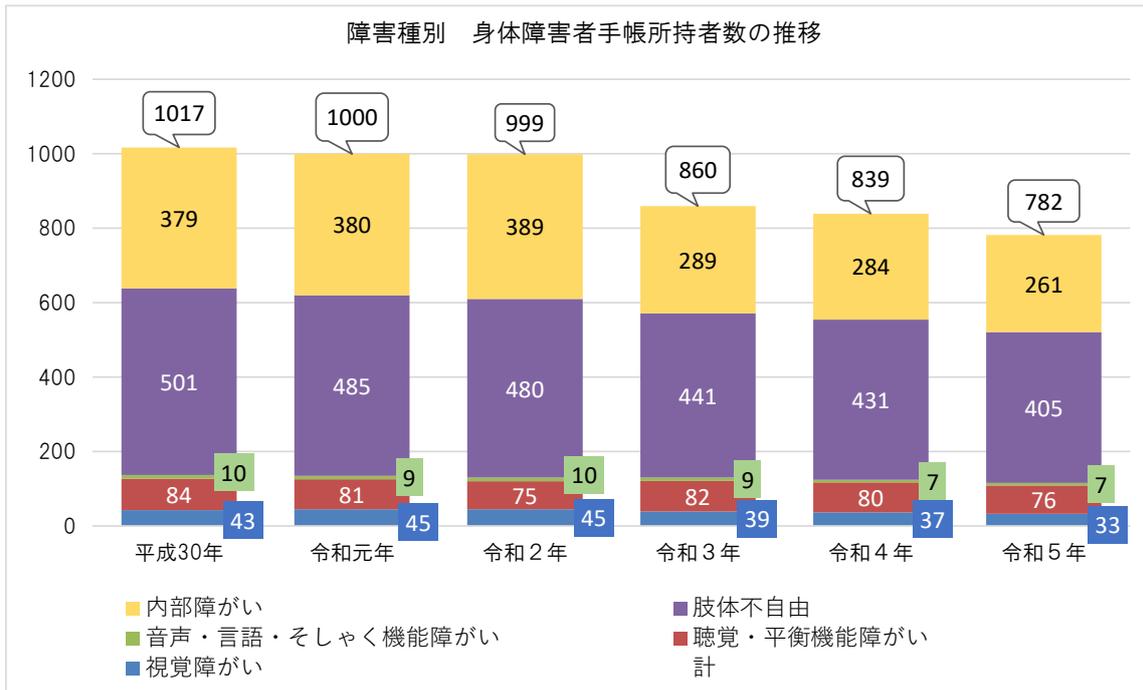
※各年4月1日現在

年齢別では、65歳以上が603人、18～64歳164人、0～17歳は15人となっています。令和3年から65歳以上が51人減少しています。



※各年4月1日現在

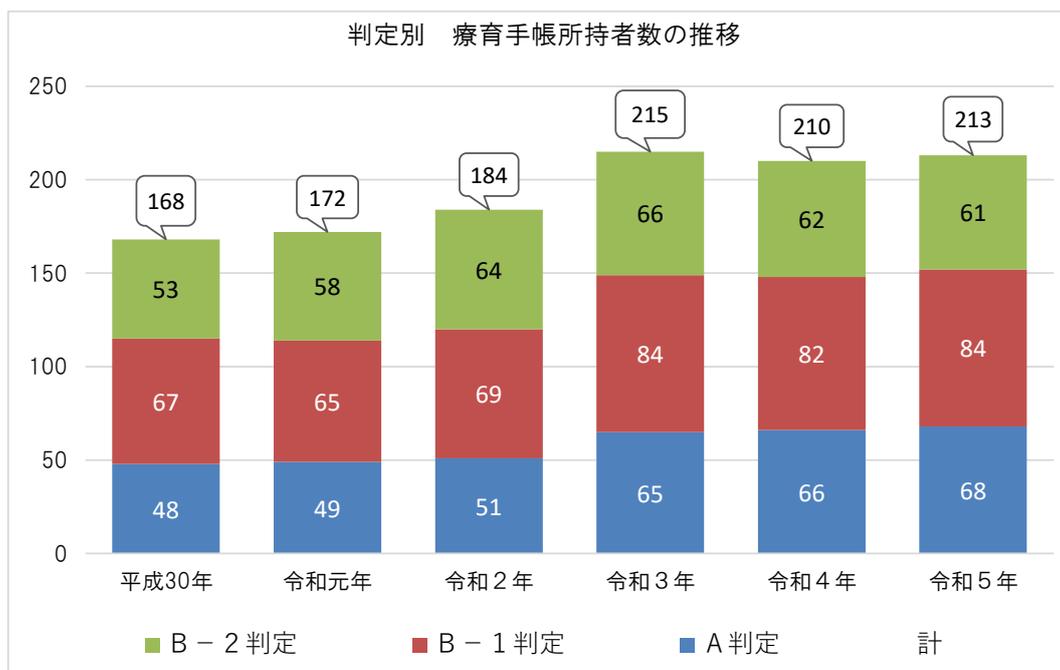
障がい種別に見ると、肢体不自由、内部障がいの順で多くなっています。



※各年4月1日現在

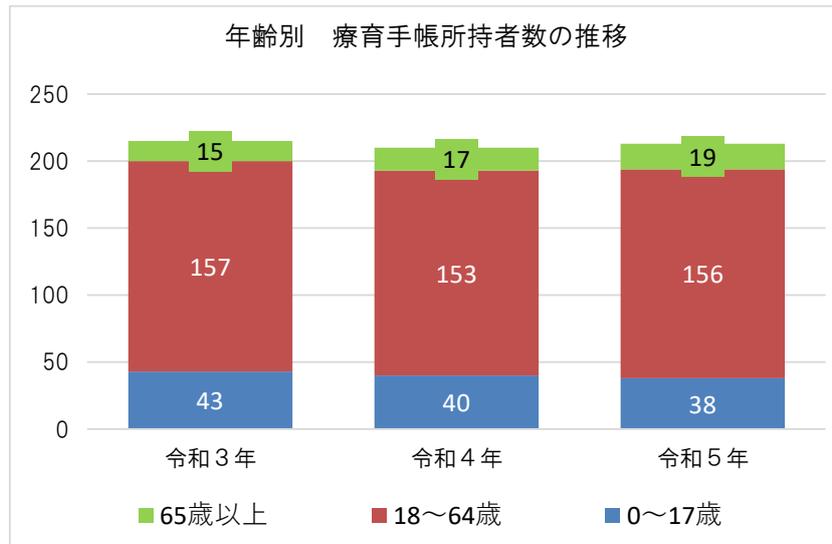
(3) 知的障がい者の状況

平成30年から令和5年までの判定別療育手帳所持者数を見ると、全体が45人増加している中で、A判定は20人、B-1判定17人、B-2判定が8人増加しています。



※各年4月1日現在

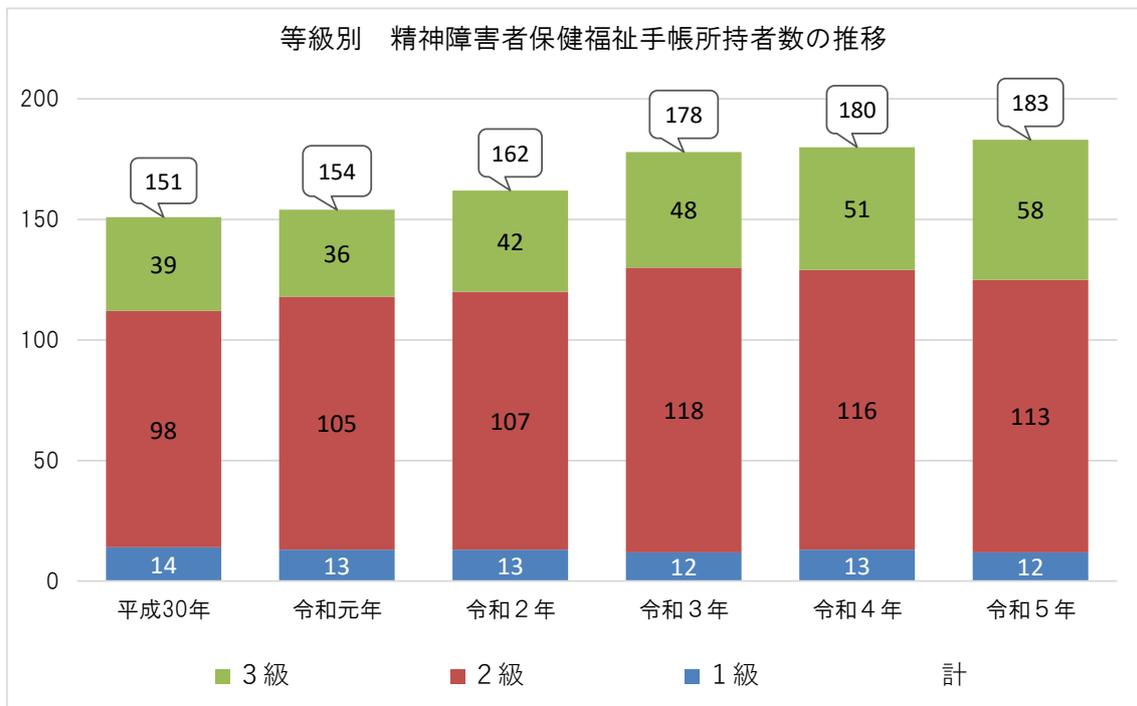
年齢別では、18～64歳が各年最も多くなっています。



※各年4月1日現在

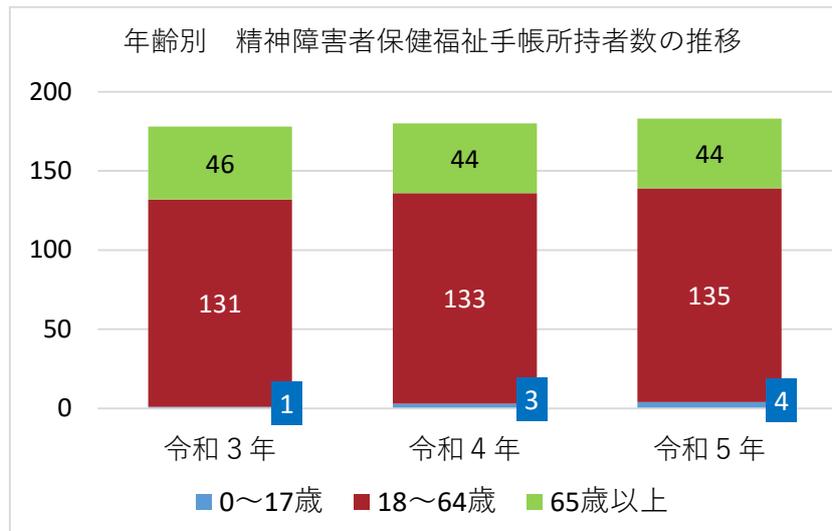
(4) 精神障がい者の状況

平成30年から令和5年までの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数を見ると、令和5年4月1日現在、全体は183人で、32人の増加ですが、特に3級が19人増加しています。



※各年4月1日現在

年齢別では、18～64歳が各年最も多くなっています。

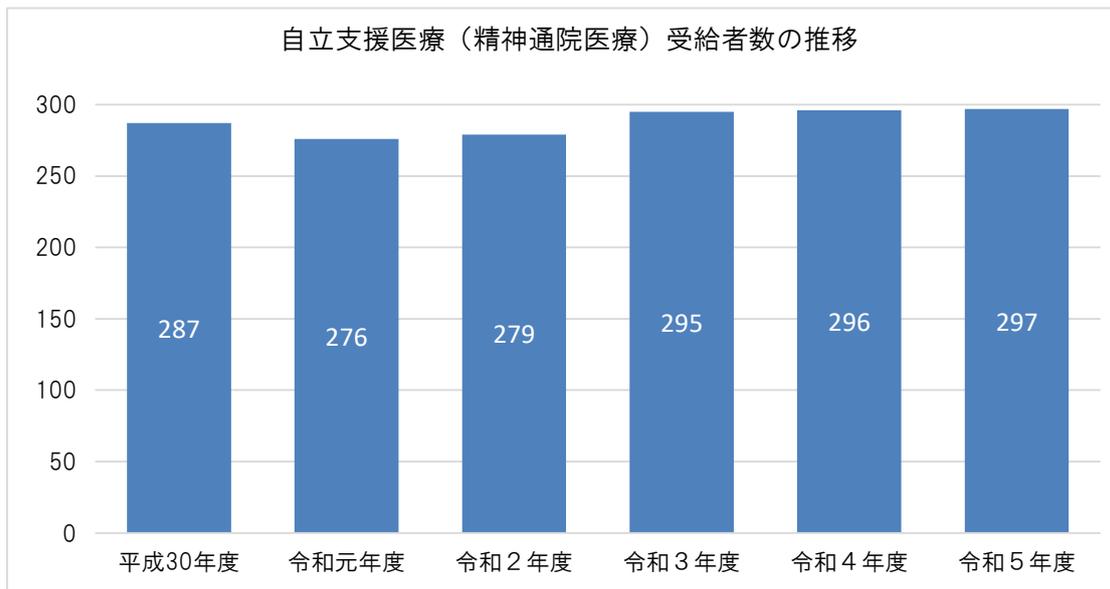


※各年4月1日現在

3. その他の各種受給者の状況

(1) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

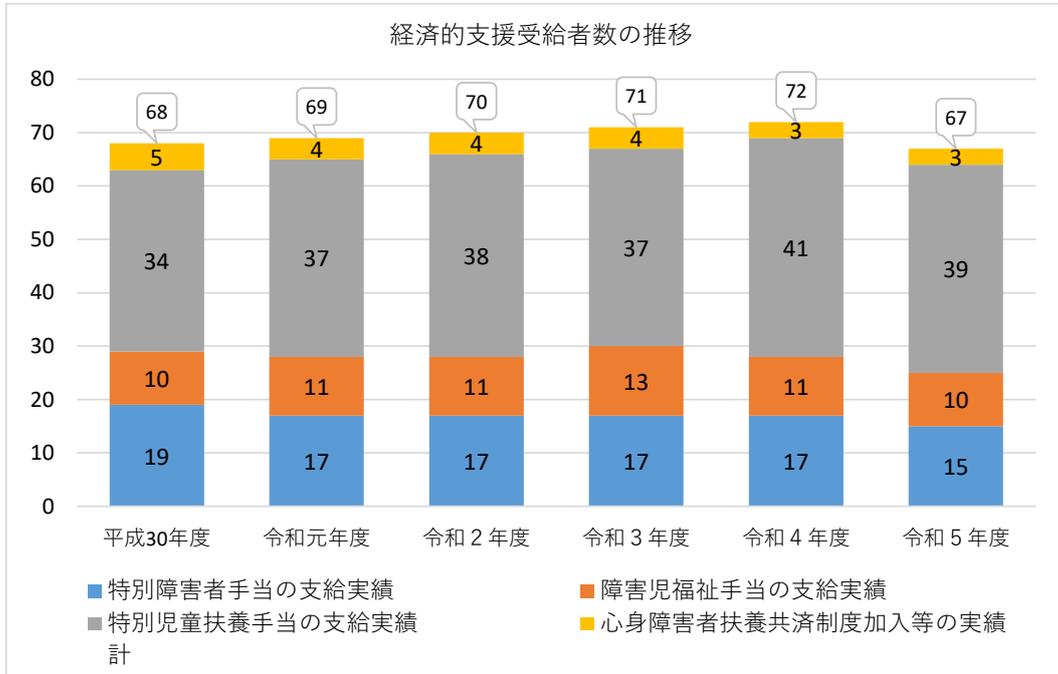
平成30年から令和5年までの自立支援医療受給者数を見ると、令和5年9月末現在、297人です。平成30年から増減を繰り返しながら、緩やかに増加しています。



※各年度3月末現在、令和5年度については9月末現在

(2) 経済的支援受給者数の推移

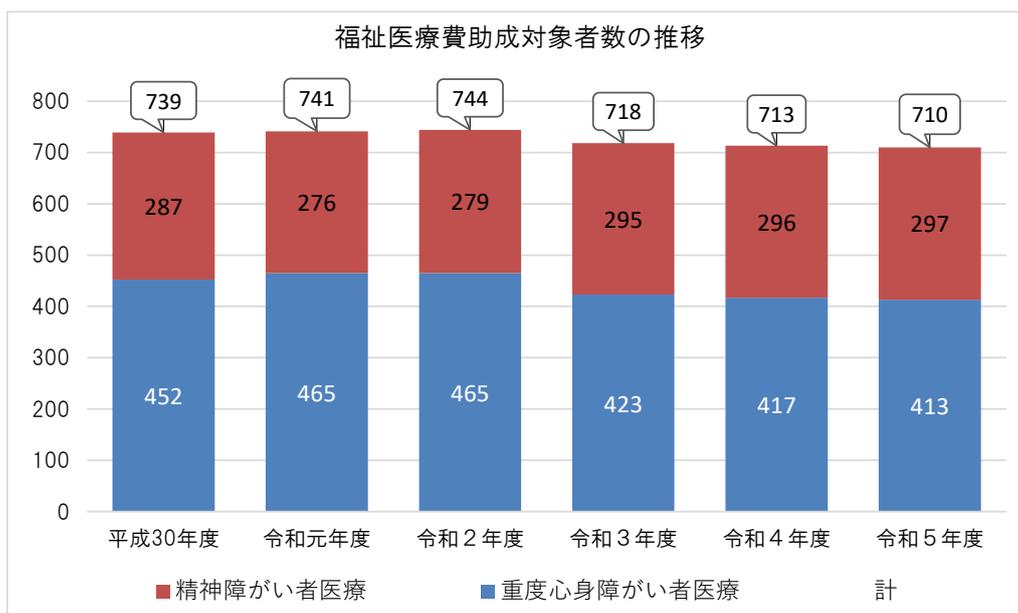
平成30年から令和5年までの経済的支援受給者数を見ると、令和5年9月末現在、全体は67人で、平成30年から1人の減少ですが、特別児童扶養手当の受給者は5人の増加です。



※各年度3月末現在、令和5年度については9月末現在

(3) 福祉医療費助成対象者数の推移

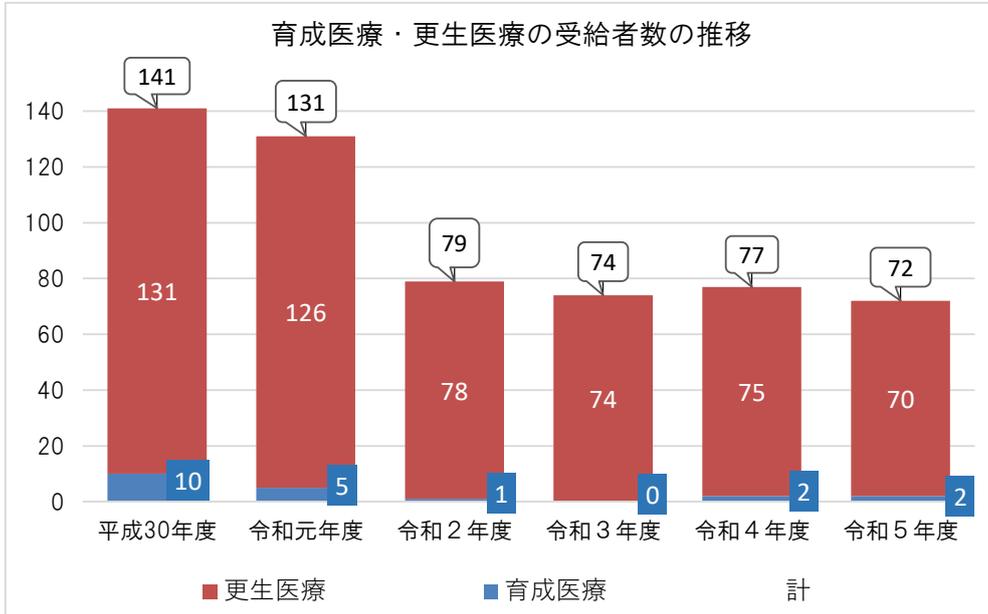
平成30年から令和5年までの福祉医療費助成制度における重度心身障害者医療の助成対象者数を見ると、令和5年9月末現在、全体は710人で、29人減少しています。



※各年度3月末現在、令和5年度については9月末現在

(4) 育成医療・更生医療の受給者数の推移

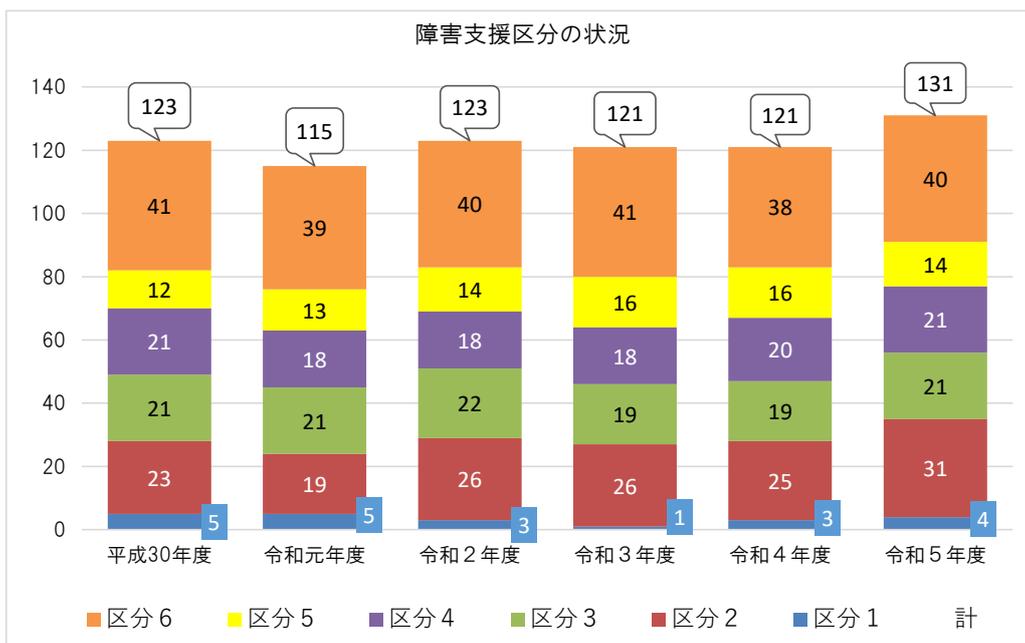
平成30年から令和5年までの育成医療・更生医療の受給者数を見ると、令和5年9月末現在、全体は72人で、平成30年から69人減少しています。



※各年度3月末現在、令和5年度については9月末現在

(5) 障害支援区分認定実施状況の推移

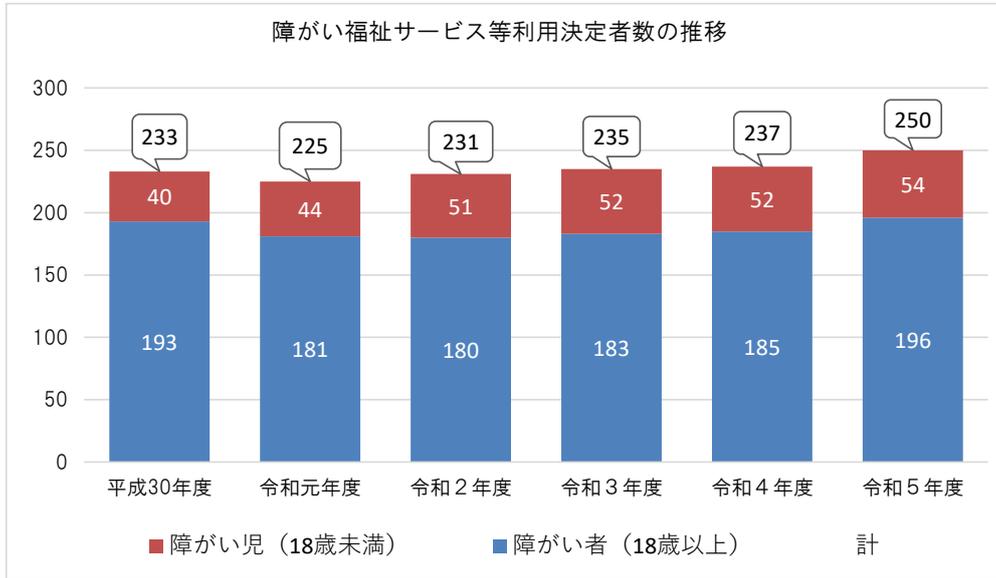
平成30年から令和5年までの障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定者数の推移を見ると、令和5年9月末現在、全体は131人で、平成30年から8人の増加です。区分6が最も多く、次いで区分2と続きます。最も増加しているのは区分2で8人増加しています。



※各年度3月末現在、令和5年度については9月末現在

(6) 障がい福祉サービス等利用決定者数の推移

平成30年から令和5年までの障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の利用決定者数を見ると、令和5年9月末現在、全体は250人で、そのうち障がい者（18歳以上）は196人、障がい児（18歳未満）は54人となっており、14人の増加となっています



※各年度3月末現在、令和5年度については9月末現在



4. 障がいのある子どもの状況と推計

(1) 障がい児保育の状況の推移

認定こども園（保育園・幼稚園合算）における平成30年から令和5年までの障がい児保育の実施状況を見ると、令和4年以降、障がい児入所数は1人となっています。

(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
入所児童数	0	0	0	0	1	1

※各年4月1日現在

(2) 障がいのある子どもの就学状況の推移

平成30年から令和5年までの障がいのある子どもの就学状況を見ると、令和5年4月1日現在、特別支援学級に通う本町の児童・生徒数は、小学校30人、中学校16人となっています。平成30年から増減を繰り返し、緩やかな増加傾向にあります。

(単位：人)

	区分	クラス	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	知的	4	3	3	3	3	2
		自・情	4	5	5	5	5	4
		弱視	1	1	0	0	0	0
		合計	9	9	8	8	8	6
	児童数	知的	9	9	8	5	5	7
		自・情	16	22	25	28	26	23
		弱視	1	1	0	0	0	0
		合計	26	32	33	33	31	30
中学校	学級数	知的	2	2	1	1	1	1
		自・情	2	2	2	2	3	2
		合計	4	4	3	3	4	3
	生徒数	知的	5	5	6	5	4	1
		自・情	9	5	10	12	17	15
		合計	14	10	16	17	21	16

※自・情=発達障がい

※各年4月1日現在

第3章 前期計画の評価及び今期計画の確保方策

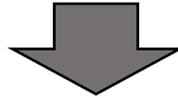
1. 第6期障害福祉計画の成果目標等と進捗状況

門川町第6期障害福祉計画で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【前期計画における目標】

前期計画における成果目標		目標年度
施設入所者数の削減見込	1人	令和5年度
地域生活移行者数	1人	令和5年度



【進捗状況】

福祉施設からの地域生活への移行状況	実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所者数の削減見込み	5人	2人	2人
地域生活移行者数	5人	2人	2人

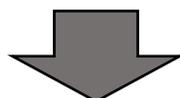
施設入所者数の動向		単位	実績値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度当初		人	27人	22人	23人
退所	地域移行		5人	1人	0人
	その他事由		0人	0人	0人
入所			0人	2人	0人
年度末			22人	23人	23人

- ・施設入所者数は、令和4年度末時点で23名となっています。
- ・地域生活移行者数は、令和4年度末時点で2名となっています。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【地域包括ケアシステムの構築】

前計画における成果目標	目標年度
地域資源や障がい福祉サービス等を活かし、当事者の安定した暮らしの下、平均生活日数 316 日以上を目指します。	令和 5 年度



【進捗状況】

項目	実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
設置状況	設置済（圏域）	設置済（圏域）	設置済（圏域）

- ・令和 5 年度時点で、地域包括ケアシステムを構築し推進しています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【前期計画における目標】

前計画における成果目標	目標年度
令和 5（2023）年度までに日向入郷圏域において、地域生活支援拠点のハード面での整備が難しいため、ソフト面的な拠点整備に取り組みます。	令和 5 年度



【進捗状況】

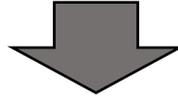
項目	実績値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
整備状況	設置済（圏域）	設置済（圏域）	設置済（圏域）

- ・令和 2 年度時点で、日向入郷圏域で設置され、地域生活支援拠点等の整備に取り組んでいます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行状況

【前期計画における目標】

前期計画における成果目標		目標年度
一般就労移行者数	2人	令和5年度



【進捗状況】

項目	実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般就労者数	1人	0人	1人

- ・令和5年度時点で、一般就労移行者数は1名となっています。

2. 成果目標の設定

国の基本指針では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」及び「障がい児支援の提供体制の整備等」についての成果目標を設定することとしています。

本町では、国の基本指針を踏まえ、以下のとおり成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 地域生活移行に関する目標

【国の基本指針】

- 市町村及び県は、令和8（2026）年度末までに、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本として目標値を設定すること。

【第6期計画の進捗状況】

項目	目標値	考え方	実績値 (令4年度末)
地域生活移行者数	1人	令和5年度末までに令和元年度時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行 令和4年度末時点の施設入所者数：23人	2人

【第7期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
地域生活移行者数	2人	国が示した目標を基本として、門川町における見込み量や関係事業者の意向など、宮崎県の事情を勘案して具体的な目標値を設定する。	令和8年度末

② 施設入所者数の削減に関する目標

【国の基本指針】

- 市町村及び県は、令和8（2026）年度末の施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本として目標値を設定すること。

【第6期計画の進捗状況】

項目	目標値	考え方	実績値 (令4年度末)
入所者削減数	1人	令和5年度末までに令和元年度時点の施設入所者の1.6%以上を削減 令和4年度末時点の施設入所者数：23人	2人

【第7期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
入所者削減数	2人	国が示した目標を基本として、門川町における見込み量や関係事業者の意向など、宮崎県の事情を勘案して具体的な目標値を設定する。ただし、入所者数が令和4年度末時点より増加させないことを基本とする。	令和8年度末

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数

【国の基本指針】

- 令和8（2026）年度末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。

【第6期計画の進捗状況】

令和5年に日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会を圏域として共同設置し、保健・医療・福祉の連携の中で関係者間の円滑な協議を図っています。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、各関係機関と目指す目標や協働のあり方についても協議しています。

実績状況	実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置状況	0	0	1

【第7期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均	326日以上とする	国が示した目標を基本として、日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会や関係事業者の意向などのを踏まえ、門川町における見込み量や、宮崎県の事情を勘案して具体的な目標値を設定する。	令和8年度末

(3) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- 令和8（2026）年度末までの間、各市町村において1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のためコーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

【第6期計画の進捗状況】

項目	目標値	考え方	実績値 (令和4年度末)
地域生活支援拠点等の数	1箇所	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。	令和2年度に圏域整備済み

【第7期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
地域生活支援拠点等の数	1箇所（圏域整備） 運用状況検証 ・検討の回数： 年2回	国が示した目標を基本として、県内の拠点等の整備に関わる進捗状況等を勘案して目標を設定する。	令和8年度末

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

- 令和8（2026）年度中に就労移行支援を通じた一般就労への移行者を令和3（2022）年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
- 就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和8（2026）年度中に令和3（2022）年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援A型及びB型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ令和8（2026）年度中に令和3（2022）年度実績の概ね1.29倍以上※、1.28倍以上※を目指すこととする。

※就労継続支援A型は、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。

※就労継続支援B型は、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。

- 就労定着支援の利用者数については、令和8（2026）年度に令和3（2022）年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

また、就労定着支援の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

【第6期計画の進捗状況】

項目	目標値	考え方	実績値 (令和4年度末)
年間一般就労移行者数	2人	令和5年度中に、令和元年度実績の1.27倍以上	0人
就労移行支援事業の利用者数	5人	令和5年度中に、令和元年度実績の1.30倍以上	4人

【第7期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
年間一般就労移行者数	2人	国が示した目標（・福祉施設から一般就労：令和3年度実績の1.28倍以上・就労移行支援事業から一般就労：令和3年度実績の1.31倍以上）を基本としながら、県内の障がい者雇用の状況など宮崎県の実情を勘案して具体的な目標値を設定する。	令和8年度末
就労定着支援事業の利用者数	1人	国が示した目標（令和3年度実績の1.41倍以上）を基本としながら、県内の就労定着支援事業所の指定状況を勘案して具体的な目標値を設定する。	
うち就労継続支援A型事業の利用者数	1人	国が示した目標（令和3年度実績の1.29倍以上）を基本としながら、県内の障がい者雇用の状況など宮崎県の実情を勘案して具体的な目標値を設定する。	
うち就労継続支援B型事業の利用者数	0人	国が示した目標（令和3年度実績の1.28倍以上）を基本としながら、県内の障がい者雇用の状況など宮崎県の実情を勘案して具体的な目標値を設定する。	
就労定着率	70%	国の示した目標（就労定着支援事業のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上）を基本とする	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（第3期障害児福祉計画）

【国の基本指針】

- 令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8（2026）年度末までに全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和8（2026）年度末までに各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児^{※1}を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- 医療的ケア児^{※2}が適切な支援を受けられるように、令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8（2026）年度末までに各都道府県において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

※1 重症心身障がい児：重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。

※2 医療的ケア児：人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものことで、障がいの新たなカテゴリーである。

【第6期計画の進捗状況】

項目	目標値	考え方	実績値 (令和4年度末)
児童発達支援センターの数	1箇所以上	令和5年度末までに各市町村に少なくとも1箇所設置。	2箇所
保育所等訪問支援事業の実施体制の確保	1箇所以上	令和5年度末までに、保育所等訪問を利用できる体制を各市町村で構築。	2箇所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	各1箇所	令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1箇所確保。	圏域にて 1箇所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域1設置	令和5年度末までに、都道府県、圏域、市町村ごとに設置。コーディネーターの配置。	圏域にて 1箇所

【第7期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
児童発達支援センターの設置	1箇所以上	国の基本指針における数値目標等を基本としながら、ニーズ把握や個票作成など地域の実情に即して策定される市町村計画における需給見込み等を勘案して、圏域ごとに均衡のとれた数値目標等を設定する	令和8年度末
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	構築済		
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所以上		
医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関協議の場の設置	設置済(圏域)		
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済(圏域)		

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- 令和8（2026）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること基本とする。
- 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【第6期計画の進捗状況】

項目	目標値	実績値 (令和4年度末)
基幹相談支援センターの設置	令和5年8月、日向入郷圏域において「日向市・東臼杵郡障害児者基幹相談支援センター」を設置。	設置済（圏域）

【第7期計画の目標】

項目	目標値	考え方	目標年度
基幹相談支援センターの設置	設置済（圏域）	国の基本指針における目標を基本としながら、県内の取組状況を勘案して目標を設定する。	令和8年度末
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人		
地域の相談支援事業所への訪問による助言指導数	40回		
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回		
個別事例の支援内容の検証の実施回数	4回		
地域自立支援協議会の設置	設置済（圏域）		
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	6回/年		
協議会への参加事業者（機関）数	3箇所		
協議会の専門部会の設置	有（平成25年度）		
協議会の専門部会の開催	有（平成25年度）		

(7) 障害福祉サービス等の質の向上（新規）

【国の基本指針】

- 令和8（2026）年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【第6期計画の進捗状況】

項目	目標値	実績値（令和4年度末）
指導監査結果の関係市町村の共有	全市町村と共有	共有実績なし

【第7期計画の目標】

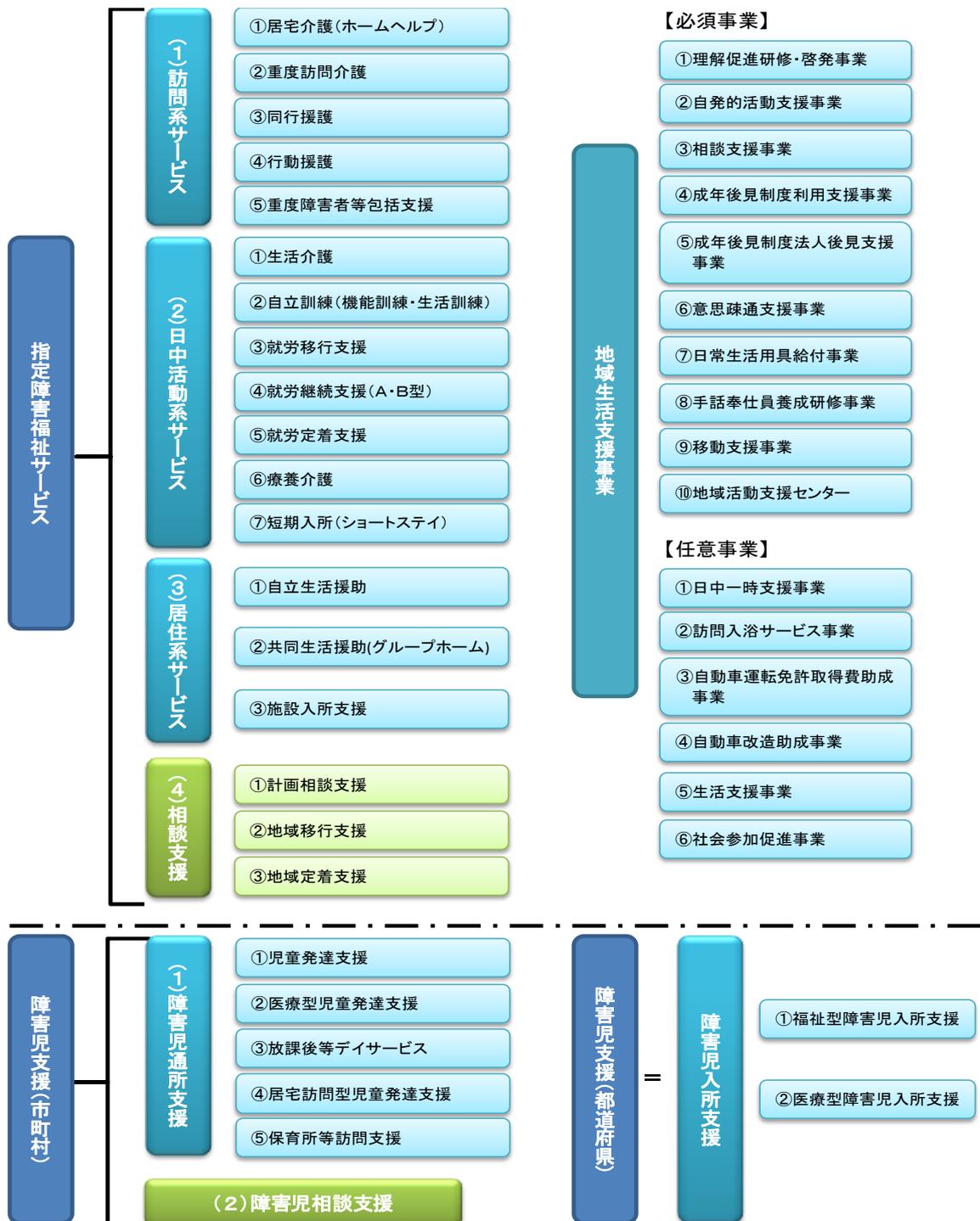
項目	目標値	目標年度
サービスの質の向上を図るための体制の構築	有	令和8年度
各種研修への職員の参加	2人	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制	有	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有の実施	1回	
指導監査結果の関係市町村の共有体制	有	
指導監査結果の関係市町村自治体との共有の実施	0回	

3. 活動指標（サービス等の見込み）とその確保方策

本章では、成果目標達成のための基盤となる個々のサービスの必要量の見込み及びその見込み量確保のための方策、実施に関する考え方等を「活動指標」として示します。

活動指標の項目は、国の基本指針により項目が規定されています。本町では、近年のサービス利用動向、利用者数及び対象者数の推移等を主な根拠とし、町民ニーズ及び事業所調査の結果や第6期計画の実績等を勘案し、各項目の見込み量等を推定しています。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系については、次のとおりです。



(1) 指定障害福祉サービス・相談支援見込み

活動指標のうち、指定障害福祉サービス及び相談支援の必要量の見込みと、その見込み量を確保するための方策等を示します。

① 訪問系サービス

事業名	事業内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介助等生活全般にわたる援助サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常時介護を必要とする人が対象となります。自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人が対象となります。外出時に本人等に同行し、移動に必要な情報を提供したり、移動の援護等を行います。
行動援護	自己判断が制限される人が対象となります。行動するときには危険を回避するために必要な援護や、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

【現状と見込みの考え方】

訪問系サービスにおける令和5（2023）年度の利用量をみると、令和3年度105%ほどになっていることから、利用時間の見込みを1,330時間、利用人数見込みを45人と設定します。

【訪問系サービスの見込み量】

		令和3 (2021)年度 実績	令和4 (2022)年度 実績	令和5 (2023)年度 見込み	令和6 (2024)年度 見込み	令和7 (2025)年度 見込み	令和8 (2026)年度 見込み
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	利用量（時間）	1,390	1,301	1,360	1,330	1,330	1,330
	対前年比（%）		93.6%	104.5%	97.8%	100.0%	100.0%
	利用量（人）	41.0	43.0	45.0	45.0	45.0	45.0
	対前年比（%）		104.9%	104.7%	100.0%	100.0%	100.0%

【見込み量確保のための方策等】

町内でサービスを提供する事業者について、情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、新たな事業者の参入を促進します。

② 日中活動系サービス

事業名	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人が対象となります。障害者支援施設で昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。身体障がい者には機能訓練、知的障がい者または精神障がい者には生活訓練を実施します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	<p>一般企業等での就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ A型では、就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方にサービスを提供し、一般就労に向けて支援します。 ■ B型では、雇用契約は結ばず、就労や生産活動の機会を提供し支援します。
就労定着支援	就労に関する問題を解決するため、行って言就労している人に対して必要な連絡調整やアドバイスの支援を行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をします。18歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【現状と見込みの考え方】

令和3年度から令和5年度までの日中活動系サービスの実績を見ると、就労継続支援A・Bの利用量が増加しています。そのほかのサービスに関しても、特に就労に関して今後も増加が見込まれることなどから、目標値を設定します。

第3章 前期計画の評価及び今期計画の確保方策

【日中活動系サービスの見込み量】

		令和3 (2021)年度 実績	令和4 (2022)年度 実績	令和5 (2023)年度 見込み	令和6 (2024)年度 見込み	令和7 (2025)年度 見込み	令和8 (2026)年度 見込み
生活介護	利用量(人日/月)	1,150	1,076	1,100	1,289	1,353	1,421
	対前年比(%)		93.6%	102.2%	117.2%	105.0%	105.0%
	利用量(人/月)	62.0	60.0	61.0	65.0	68.0	71.0
	対前年比(%)		96.8%	101.7%	106.6%	104.6%	104.4%
自立訓練 (機能訓練)	利用量(人日/月)	21	10	20	20	20	20
	対前年比(%)		47.6%	200.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	利用量(人/月)	2	1	2	2	2	2
	対前年比(%)		50.0%	200.0%	100.0%	100.0%	100.0%
自立訓練 (生活訓練)	利用量(人日/月)	21	16	10	14	14	14
	対前年比(%)	-	76.2%	62.5%	140.0%	100.0%	100.0%
	利用量(人/月)	3	2	1	2	2	2
	対前年比(%)	-	66.7%	50.0%	200.0%	100.0%	100.0%
就労選択支援	利用量(人/月)	-	-	-	87.0	91.0	95.0
	対前年比(%)	-	-	-	-	104.6%	104.4%
就労移行支援	利用量(人日/月)	44	45	45	65	65	85
	対前年比(%)		102.3%	100.0%	144.4%	100.0%	130.8%
	利用量(人/月)	6.0	5.0	5.0	6.0	6.0	7.0
	対前年比(%)		83.3%	100.0%	120.0%	100.0%	116.7%
就労継続支援 (A型)	利用量(人日/月)	140	183	230	286	319	352
	対前年比(%)		130.7%	125.7%	124.3%	111.5%	110.3%
	利用量(人/月)	10.0	12.0	13.0	14.0	16.0	17.0
	対前年比(%)		120.0%	108.3%	107.7%	114.3%	106.3%
就労継続支援 (B型)	利用量(人日/月)	965	986	1,050	1,312	1,378	1,447
	対前年比(%)		102.2%	106.5%	125.0%	105.0%	105.0%
	利用量(人/月)	65.0	68.0	70.0	72.0	76.0	80.0
	対前年比(%)		104.6%	102.9%	102.9%	105.6%	105.3%
療養介護	利用量(人/月)	4	4	4	3	3	3
	対前年比(%)		100.0%	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%
短期入所 (福祉型)	利用量(人日/月)	36.0	21.0	30.0	30.0	30.0	30.0
	対前年比(%)		58.3%	142.9%	100.0%	100.0%	100.0%
	利用量(人/月)	16	13	14	14	14	14
	対前年比(%)		81.3%	107.7%	100.0%	100.0%	100.0%
短期入所 (医療型)	利用量(人日/月)	0.0	0.0	0.0	5.0	5.0	5.0
	対前年比(%)	-	-	-	-	100.0%	100.0%
	利用量(人/月)	0	0	0	1	1	1
	対前年比(%)	-	-	-	-	100.0%	100.0%
就労定着支援	利用量(人/月)	0.0	1.0	1.0	1.0	2.0	3.0
	対前年比(%)	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	200.0%	150.0%

【見込み量確保のための方策等】

町内及び近隣の提供事業者について、情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、町内への新たな事業者の参入を促進します。

また、第5期障害福祉計画期間に新設された「就労定着支援」は、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業者、家族との連絡調整等の支援を推進します。

③ 居住系サービス

事業名	事業内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設入所者に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。
自立生活援助	ひとり暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言で医療機関等との連絡調整等を行います。

【現状と見込みの考え方】

居住系サービスの利用実績では、共同生活介護、自立生活援助の利用者数が増加傾向、施設入所支援の利用者数は減少傾向です。障がい者の介護者の高齢化が進む中、今後居宅での生活が困難になることが想定されることから、居住系サービス等の利用について、適切に目標値を設定します。

【居住系サービスの見込み量】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数(人分)	27	31	33	35	37	39
	対前年比(%)		114.8%	106.5%	106.1%	105.7%	105.4%
施設入所支援	利用人数(人分)	27.0	24.0	25.0	25.0	25.0	25.0
	対前年比(%)		88.9%	104.2%	100.0%	100.0%	100.0%
自立生活援助	利用人数(人分)	0.0	1.0	2.0	2.0	3.0	3.0
	対前年比(%)		-	200.0%	100.0%	150.0%	100.0%

【見込み量確保のための方策等】

町内及び近隣にある既存の提供事業者について、情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、地域生活支援拠点への設置等による町内での増設を目指し、入所可能な重度障がいがある人などについては広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービスの確保に努めます。また、第5期障害福祉計画期間に新設された「自立生活援助」は、施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)を利用していた人を対象として、今後も定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等に努めます。

④ 相談支援事業

事業名	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての人について、計画どおり障害福祉サービスが確保されるよう連絡調整をし、サービス等利用計画を定期的に見直します。
地域移行支援	施設入所者や精神科病院等に入院している精神障がい者について、住居の確保や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行います。
地域定着支援	居宅における単身者や、同居している家族による支援を受けられない人について、常時の連絡体制を確保し、緊急時には相談や訪問、対応などを行います。

【現状と見込みの考え方】

「地域移行支援」「地域定着支援」については、利用者がいない状況がありますが、国の政策として地域移行支援が進められていることから、今後はサービスの周知が進むなど、利用者が増加することも見込まれます。また、「計画相談支援」も増加傾向で推移しています。町民の障がいに対する理解や地域の支援、相談支援員の育成等の検討と推進が課題です。

【相談支援の見込み量】

		令和3 (2021)年度 実績	令和4 (2022)年度 実績	令和5 (2023)年度 見込み	令和6 (2024)年度 見込み	令和7 (2025)年度 見込み	令和8 (2026)年度 見込み
計画相談支援	利用人数（人分）	43	48	53	58	63	68
	対前年比（%）		111.6%	110.4%	109.4%	108.6%	107.9%
地域移行支援	利用人数（人分）	1.0	0.0	0.0	1.0	2.0	4.0
	対前年比（%）		0.0%	-	-	200.0%	200.0%
地域定着支援	利用人数（人分）	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	4.0
	対前年比（%）	-	-	-	-	200.0%	200.0%

【見込み量確保のための方策等】

町民の障がいに対する理解や地域の支援、相談支援員の育成等の検討、推進が課題です。関係機関、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者と連携しながら、町民の障がいに対する理解や地域の支援に努めます。

伺い内容	回答 人数または該当は塗りつぶし	
	セルフプラン	相談支援専門員 による プラン作成
「相談支援事業」において、現在サービス等利用計画書作成はセルフプランとしていますか？ (セルフプラン：利用者や家族、支援者が計画を作成する) または、相談支援専門員が作成することとしていますか？	セルフプラン	相談支援専門員 による プラン作成
相談支援専門員が計画支援（作成）している場合： 自治体を支援エリアとして確認できている相談支援専門員は何人ですか？	(7)人	
また、各相談員が担当している人数（利用者数）を把握していますか？	はい	いいえ
相談支援専門員のサービス調整支援（相談支援）状況を把握していますか？	はい	いいえ
相談支援数(※相談支援専門員による)と、相談対応数(※自治体窓口等による一般の対応)を比較して、サービス充当していますか？	はい	いいえ
サービス充当ができていない場合、支援は誰が他に担っていますか？	はい	いいえ

(2) 障がい児通所支援等の見込み（障害児福祉計画）

児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込みや見込み量確保のための方策を示します。障害児通所支援サービスは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとは異なり、児童福祉法に基づくサービスとなります。

① 障害児通所支援

事業名	事業内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる 未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められ障がい児を対象に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児を対象に、授業の終了後または学校の休校日などに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障がい児に障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。
障がい児相談支援	障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障碍児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。※平成30（2018）年度より新たに設定されたサービスです。

【現状と見込みの考え方】

第2期障害児福祉計画期間における利用者数は、児童発達支援、障がい相談支援において増加傾向にありました。今後もさらに、地域の生活の場での療育へのニーズがあり、学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）、自閉症等についての理解が進み、障がいと診断されるケースも増えています。精神障害者保健福祉手帳の取得もふえていることから、今後もますます障がい児へのサービス需要は増加していくものと考えられます。

【障害児通所支援の見込み量】

		令和3 (2021)年度 実績	令和4 (2022)年度 実績	令和5 (2023)年度 見込み	令和6 (2024)年度 見込み	令和7 (2025)年度 見込み	令和8 (2026)年度 見込み
児童発達支援	人日分/月	205	320	251	410	431	453
	対前年比(%)	110.8%	156.1%	78.4%	163.3%	105.1%	105.1%
	人/月	12.0	19.0	14.0	22.0	23.0	24.0
	対前年比(%)	109.1%	158.3%	73.7%	157.1%	104.5%	104.3%
医療型児童発達支援	人日分/月	0	0	0	20	20	20
	対前年比(%)	-	-	-	-	100.0%	100.0%
	人/月	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	2.0
	対前年比(%)	-	-	-	-	100.0%	100.0%
放課後等デイサービス	人日分/月	665	544	609	667	725	783
	対前年比(%)	109.6%	81.8%	111.9%	109.5%	108.7%	108.0%
	人/月	42.0	37.0	38.0	39.0	40.0	41.0
	対前年比(%)	102.4%	88.1%	102.7%	102.6%	102.6%	102.5%
保育所等訪問支援	人日分/月	0	0	1	1	1	1
	対前年比(%)	-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%
	人/月	0	0	1	1	1	1
	対前年比(%)	-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%
障がい児相談支援	人/月	14	14	15	16	17	18
	対前年比(%)	100.0%	100.0%	107.1%	106.7%	106.3%	105.9%
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	10.0
	対前年比(%)	-	-	-	-	100.0%	100.0%
	人/月	0	0	0	1	1	1
	対前年比(%)	-	-	-	-	100.0%	100.0%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/月	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0
	対前年比(%)	-	-	-	-	100.0%	100.0%

【見込み量確保のための方策等】

障がい児のサービス需要は、法改正後、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて量的な拡大が図られ、令和3（2021）年度以降利用者が増加しています。

また、障がい児相談支援も今年度は、前年比107.1%と相談利用者数が増えてきています。このような現状から必要なサービスが提供できるよう、事業所における提供拡大や参入等を促進します。また、質の確保に留意しつつ、身近な地域で支援が受けられるよう引き続き充実を図り、見込み量を確保し、近隣の提供事業者の情報把握に努め、必要に応じて円滑にサービスの提供を図ります。

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業について、本町においては、町内及び近隣自治体におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、地域生活支援事業の計画的・効果的な実施に努めていきます。

① 相談支援事業等

障がいのある人や家族の相談に応じて、必要な情報提供、権利擁護のための援助を行います。

①-1 障がい者相談支援事業

町内及び近隣地域の相談支援機関において、障がいのある人や家族を対象とする相談事業を実施し、障がいのある人の地域における生活を総合的にサポートします。

①-2 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関となる基幹相談支援センターの設置に向けて協議・調整を進めます。また、センターの設置に際して専門的職員の配置や地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取組の実施など、相談支援機能の強化を図ります。

【支援事業量の見込み】

		令和3 (2021)年度 実績	令和4 (2022)年度 実績	令和5 (2023)年度 見込み	令和6 (2024)年度 見込み	令和7 (2025)年度 見込み	令和8 (2026)年度 見込み
障がい者相談支援事業 (地域自立支援協議会の 運営含む)	実施の有無	実施 2箇所	実施 2箇所	実施 2箇所	実施 2箇所	実施 2箇所	実施 2箇所
基幹相談支援センターの 設置	設置見込み	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	-	-	-	-	-	-

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、知的障がいや精神障がいがあり判断能力が不十分な人が、不利益を被らずに地域で安心して暮らせるように、本人に代わって成年後見人等が財産管理や福祉サービスの契約を行うもので、今後も引き続きこの制度の利用促進を図ります。

【成年後見制度利用支援事業量の見込み】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
成年後見人制度利用 支援事業	利用件数(件)	5	5	5	5	5	5
	対前年比(%)	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

③ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳による支援などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

【意思疎通支援事業量の見込み】

		令和3 (2021)年度 実績	令和4 (2022)年度 実績	令和5 (2023)年度 見込み	令和6 (2024)年度 見込み	令和7 (2025)年度 見込み	令和8 (2026)年度 見込み
手話通訳者要約筆記者 派遣事業	人/年	2	3	2	2	2	2
	対前年比(%)	200.0%	150.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
手話通訳者要約者 派遣事業	人/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	対前年比(%)	-	-	-	-	-	-

④ 日常生活用具給付事業

重度障がい者を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めることが必要です。サービスを利用する人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。

また、利用者のニーズをよく把握し、適切な給付を行います。

【日常生活用具給付事業量の見込み】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
介護・訓練支援用具	件/年	5	5	4	5	5	5
	対前年比(%)	-	100.0%	80.0%	125.0%	100.0%	100.0%
自立生活支援用具	件/年	9	2	2	4	4	4
	対前年比(%)	-	22.2%	100.0%	200.0%	100.0%	100.0%
在宅療養等支援用具	件/年	2	4	2	3	3	3
	対前年比(%)	-	200.0%	50.0%	150.0%	100.0%	100.0%
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	0	2	1	1	1
	対前年比(%)	-	0.0%	200.0%	50.0%	100.0%	100.0%
排泄管理支援用具	件/年	451	441	445	445	445	445
	対前年比(%)	-	97.8%	100.9%	100.0%	100.0%	100.0%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	3	0	1	1	1
	対前年比(%)	-	150.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%

⑤ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

サービス提供体制の充実に向けて、今後とも事業者におけるヘルパーの確保、資質の向上を図っていきます。

【移動支援事業量の見込み】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
移動支援事業	人/年	17	12	13	13	13	13
	対前年比(%)	85.0%	70.6%	108.3%	100.0%	100.0%	100.0%
	時間/年	835.0	544.0	600.0	600.0	600.0	600.0
	対前年比(%)	69.6%	65.1%	110.3%	100.0%	100.0%	100.0%

⑥ 地域活動支援センター

障がいのある人を受入れ、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等、地域の実情に応じた便宜を図り、障がいのある人の地域での生活を支援します。

地域活動支援センターⅢ型事業所においては、相談支援や専門職員による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を行います。

【地域活動支援センター事業量の見込み】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
地域活動支援センター 事業	実施か所/年	1	1	1	1	1	1
	対前年比(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	人/年	3	5	5	5	5	5
	対前年比(%)	75.0%	166.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑦ 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし実施します。

【日中一時支援事業量の見込み】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
日中一時支援事業	利用人数/年	22	14	20	20	20	20
	対前年比(%)	110.0%	63.6%	142.9%	100.0%	100.0%	100.0%

⑧ 訪問入浴サービス事業

家庭で入浴することが困難な在宅の重度身体障がい者に対し、訪問入浴サービスを行います。

【訪問入浴サービス事業量の見込み】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
訪問入浴サービス事業	実施か所/年	1	1	1	1	1	1
	対前年比(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

⑨ その他の事業

⑨-1 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

ア 点字・声の広報等発行事業

視覚障がい者に、音訳等の方法により、町及び社会福祉協議会の広報誌等を定期的に提供することで、視覚障がい者への情報提供を促進します。

イ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【事業量の見込み】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
点字・声の広報等 発行事業	人/年	4	4	4	4	4	4
	対前年比(%)	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	人/年	0	1	1	2	2	2
	対前年比(%)	0.0%	0.0%	100.0%	200.0%	100.0%	100.0%

資料編

1. 門川町障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

(平成 24 年 11 月 1 日告示第 73 号)

改正 平成 25 年 3 月 18 日告示第 42 号平成 29 年 3 月 31 日告示第 34 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく門川町障害者基本計画(以下「基本計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく門川町障害福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定するため、門川町障害者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他基本計画及び福祉計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 社会福祉を目的とする事業者の代表者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 社会福祉活動を行うボランティア団体の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条の事務が終了した日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は必要に応じ、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員会の委員が会議等に出席したときは、門川町の非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第23号)の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日告示第42号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第34号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2. 門川町障害者福祉計画等策定委員会名簿

NO	団体名	役職	氏名	備考
1	門川町障がい者団体連絡協議会	会長	長友 忠幸	
2	門川町民生委員児童委員協議会	副会長	菊地 廣美	
3	門川町ボランティア連絡協議会	会長	濱田 繁	
4	門川町社会福祉協議会	事務局長	倉橋 幹太	委員長
5	社会福祉法人友隣会 ワークセンター悠々工房	施設長	川越 直美	
6	社会福祉法人ひまわり会 あさひ学園	施設長	佐々木 智子	副委員長
7	日向市・東臼杵郡障がい児者 基幹相談支援センター	センター長	久光 博之	
8	医療法人浩洋会 田中病院	医師	徳永 拓也	
9	九州保健福祉大学 社会福祉学部臨床福祉学科	講師	松原 由美	
10	門川町地域包括支援センター	所長	道前 真樹	
11	日向公共職業安定所	就職促進指導官	柴田 健太郎	
12	日向保健所 健康づくり課	課長	高藤 ヌキ	
13	門川町	副町長	木代 佳美	
14	門川町福祉課	課長	堀 洋子	



令和6年3月

門川町

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行：門川町役場 福祉課

〒889-0696

宮崎県東臼杵郡門川町平城東1番1号

TEL 0982-63-1140

